

### 人権擁護委員の活動を「ご存知ですか」

今回は、人権擁護委員が人権擁護委員の活動についての紹介をします。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間人で、全国の市町村に約14,000名います。大山町には6名の委員がいます。

人権擁護委員は、『相談活動』、『救済活動』、『啓発活動』を行っています。

『相談活動』では、人権についての困りごとや心配ごとなど、暮らしの中で起こる様々な問題、いじめ・体罰、部落差別、女性差別、外国人差別などの差別問題、家庭内や近隣間のもめごとなどの問題について、相談に応じています。相談は、面接、電話、インターネット人権相談、子ども人権SOSミニレター（小・中学校で年2回配布）などでお受けしています。面接は、法務局の常設相談所や月に1回市町村で開設される特設相談

所（町の防災無線でお知らせしています。）で行っています。相談は無料で、秘密は固く守ります。ひとりでも悩まずにご相談ください。周りの方で悩んでおられる方がおられたら、人権擁護委員への相談も勧めてください。

『救済活動』は、人権を侵害されたという被害者からの相談を受け、人権侵犯がある場合は、法務局職員と協力して調査・処理を行います。

『啓発活動』は、人権の大切さを多くの方に知ってもらい、考えていただくために行っています。例えば、「人権の花運動」は小学校に花の苗や球根などを贈り、植えていただきます。子どもたちが協力して育てることで、生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的としています。大山町では、令和元年度に取り組んでいたいただきました。「人権教室」

は、小学校や保育園に訪問し、いじめ等について考える機会を作ることによって、子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さを学ぶことを目的としています。大山町では、毎年4小学校を訪問し、1年生を対象とした人権教室を行わせていただいています。他にも、小学校では、ふうせんバレーボールやポッチャを体験し、障がいのある人への理解を深める機会を、また、中学校では、インターネットやスマホ教室で正しい使い方を考える機会をもつていただいています。また、「全国中学生人権作文コンテスト」も行っています。令和2年度は、コロナ禍で中止となりましたが、毎年多くの作品を寄せていただいています。その内容は、様々な人権問題について書かれています。

「啓発活動・啓発イベント」も行っています。大山町では、6月の人権擁護委員の日と12月の人権週間に保育園やスーパーマーケット等で啓発グッズをお配りしています。また、「デートDV啓発活動」も行っていて、団体からの要請があれば出かけています。

人権擁護委員は、皆さんの人権を守り、また、人権が大切であることを皆さんに知ってもらうために活動を行っています。



▲小学校での人権教室の様子